所管事務調査報告

議会運営委員会 令和3年9月14日

調査事項	平成30年9月28日の本会議における山田伸幸議員の発言
調査期日	令和 3 年 4 月 13 日
調査項目	上記の発言が不穏当発言であるかどうか
調査によって 明らかになった 事項	不穏当発言の該当基準として、 ・無礼な発言 ・他人の私生活にわたる発言 ・発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言 ・基本的人権を侵害する発言 ・相手が不快感を覚える発言 の五つがある。
委員会の結論	・不穏当発言であると認定した。